

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 5 日

道路関係事務所  
副所長 様

近畿地方整備局 道路部  
路 政 課 長  
道路管理課長

道路の陥没対策のための下水道管理者との情報交換について

標記の件について、別添のとおり道路局 国道・防災課道路保全企画室より  
事務連絡がありましたので貴事務所内の関係課へ周知をお願いします。

以上

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 30 日

北海道開発局 道路維持課長補佐 殿  
各地方整備局 道路管理課長 殿  
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

国道・防災課

道路保全企画室 課長補佐

### 道路の陥没対策のための下水道管理者との情報交換について

平成 27 年 11 月 19 日に施行された改正下水道法において、下水道施設の維持修繕基準が創設され、公共下水道等の点検が義務付けられたところであり、今後、下水道管理者は、平成 30 年 11 月までに下水道施設の機能の維持に関する方針（点検の頻度など）を含めた事業計画を策定するとともに、下水道施設の定期的な点検を行うこととなっている。

この際、下水道管理者が実施する点検結果と、各整備局が実施している道路施設の点検・調査のうち、排水施設が埋設されている路面下の空洞調査結果を相互に共有することが道路陥没の未然防止に有益であると考えられるため、各国道事務所等において情報交換の場を設けるなどして、双方の点検・調査結果の共有化に努められたい。双方の点検・調査結果の共有化の際は、事務効率化の観点から相互に既存様式を活用するなど配慮すること。

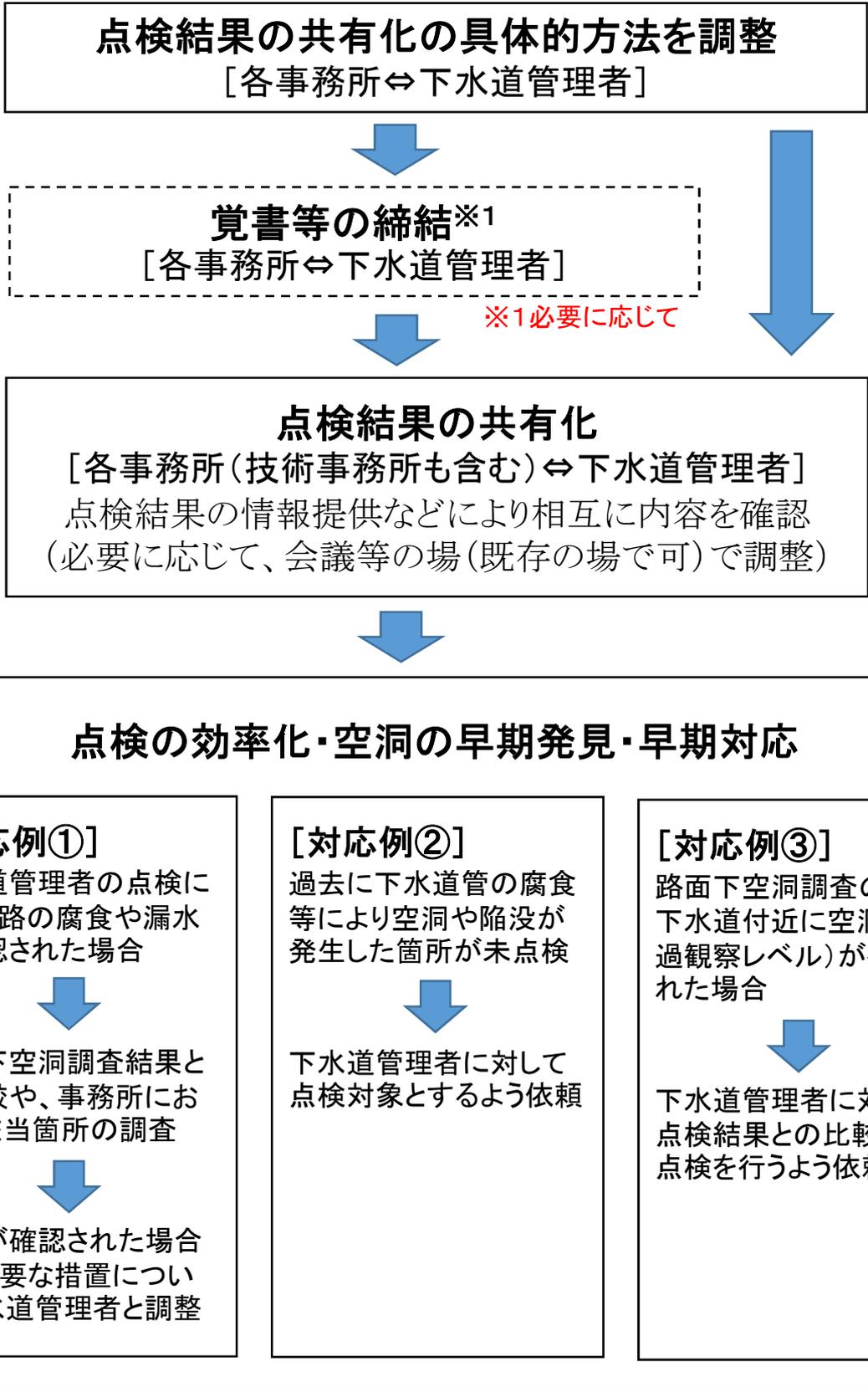
また、当該取り組みについて、地方公共団体の道路管理者に対して会議等の場で周知すること。

なお、本件については、別添のとおり、国土交通省水管理・国土保全局下水道部より、都道府県・政令市の下水道管理者あてに文書を通知している旨を申し添える。

参考資料 1：当該取り組みの進め方（例）

参考資料 2：排水施設の点検結果の道路管理者との共有等について（平成 28 年 3 月 30 日  
付け事務連絡国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐）

## 当該取り組みの進め方(例)



事務連絡  
平成28年3月30日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課課長補佐

### 排水施設の点検結果の道路管理者との共有等について

「下水道法施行規則第4条の4第2項による点検結果の記録等について（平成28年3月30日下水道事業課課長補佐事務連絡）」において、排水施設のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所(point)の点検を実施した場合における点検結果の記録等について、通知したところです。

下水道管理者による排水施設の点検結果等を道路管理者と共有するとともに、道路管理者による排水施設が埋設されている路面下における空洞調査等の結果を下水道管理者が共有することは、道路陥没の未然防止や施設の劣化・損傷のおそれのある箇所(point)のスクリーニングなどの観点から、有益なものであると考えられますので、自らの点検結果記録簿を道路管理者に提供するなど、道路管理者との点検結果の共有化に努められるよう、お願いします。

なお、本件につきましては、別添のとおり国土交通省道路局国道・防災課道路保全企画室より地方整備局に対して、下水道管理者と情報共有すること、また、地方公共団体の道路管理者にも周知する旨、通知されております。

都道府県におかれては、管内市町村（政令指定都市を除く。）に対し、周知・助言いただくよう、お願い致します。

# 改正下水道法における維持修繕基準（１）

## 【改正下水道法（平成27年5月20日公布、抄）】

（公共下水道の維持又は修繕）

第七条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。

## 政令で定められている具体的基準の内容

（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第五条の十二 法第七条の二第二項（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める

公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 公共下水道又は流域下水道（以下この条において「公共下水道等」という。）の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況（以下この項において「公共下水道等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
- 四 第二号の点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 五 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ（排水施設から下水があふれ出るおそれがある場合に、当該排水施設から下水を排出するための可搬式のポンプをいう。）又は仮設消毒池（水処理施設において下水を処理することができなくなるおそれがある場合に、当該下水を流入させ、その消毒を行うための仮設の池をいう。）の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずること。

# 改正下水道法における維持修繕基準（2）

## 国土交通省令で定められている腐食するおそれ大きい排水施設の内容

（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第四条の四 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分を含む排水施設（次に掲げる箇所及びその周辺に限る。）であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。）とする。

- 一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所
- 二 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所

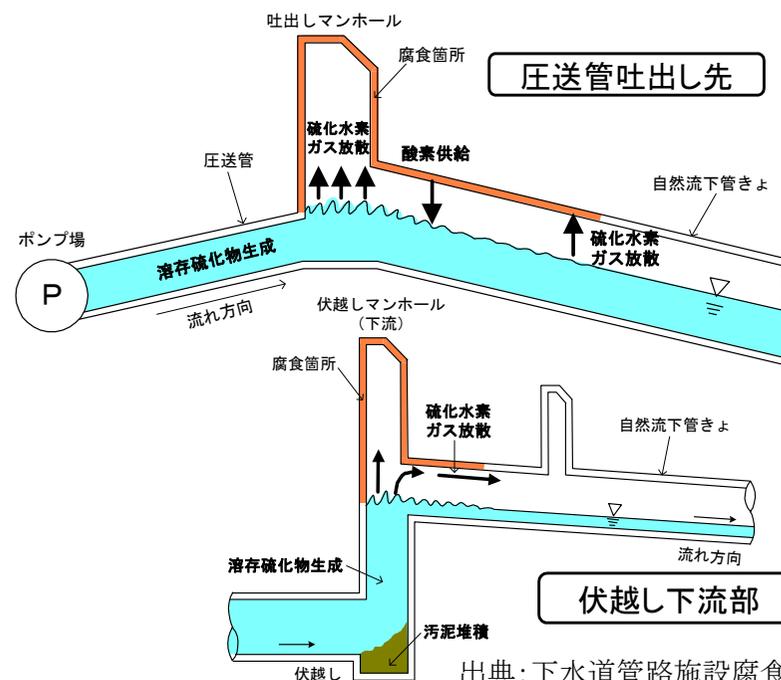
127 ※「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」において、対象箇所の選定方法を記載。

コンクリートの材質（耐酸性に優れたコンクリートを除く）であつて、

- ① 段差・落差の大きい箇所の気相部
- ② 圧送管吐出し先部の気相部
- ③ 伏越し部の下流吐出し部の気相部
- ④ その他腐食するおそれの大きい箇所

の箇所を参考に、各地方公共団体における腐食劣化の実績や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえ、対象箇所を選定する。

また、対象とする部位は管渠とマンホールである。



出典：下水道管路施設腐食対策の手引き（案）  
（（公社）日本下水道協会・平成27年度中  
を目途に改定予定。）

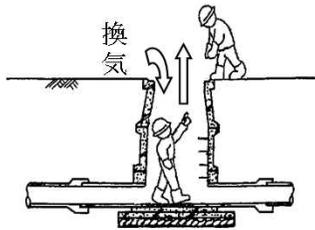
加えて、上記の排水施設の点検を行った場合に、「点検の年月日」「点検を実施した者」「点検の結果」を記録することを省令に定めている。

# 【参考】管路施設の「点検」と「調査」について

## 管路施設の「点検」と「調査」

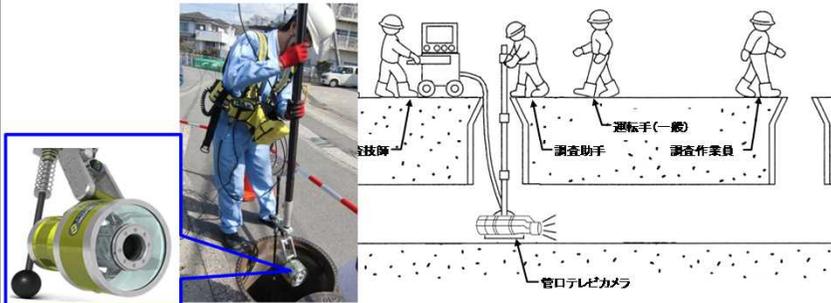
### 点検（異状の有無の把握）

#### マンホール目視調査



○マンホール蓋及びその周辺状況、マンホール内部を目視により調査する。

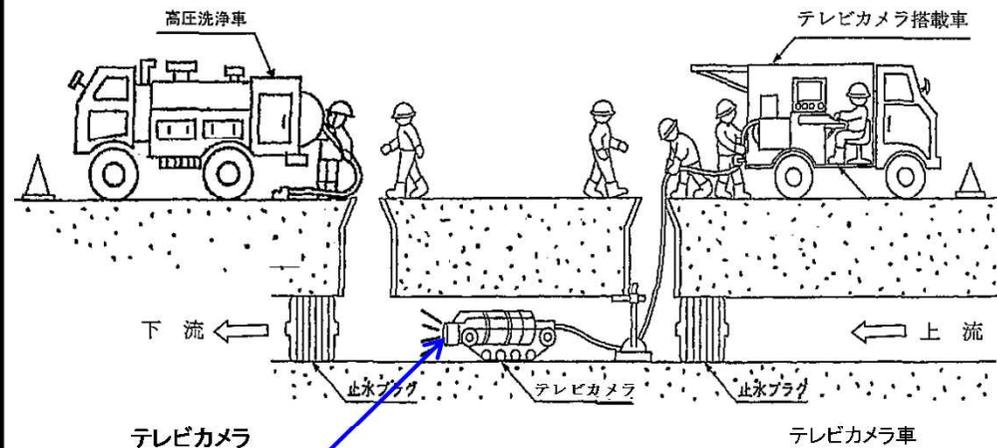
#### 管口カメラ調査



○調査員がマンホール内に直接入らず、地上からビデオカメラをマンホール内に挿入し、管渠内の状況を確認する。

### 調査（異状の程度の把握）

#### 管路施設のテレビカメラ調査



○テレビカメラ調査は内径150mm以上800mm未満の管渠や、内径800mm以上の管渠で流量が多い場合や危険性ガスが予測される場合等、調査員が管渠内に入ることが不可能な場合に実施する。

※「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」において、点検、調査等の用語の定義を記載。

### → 記載例

- （点検）施設・設備の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。
- （調査）施設・設備の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること。
- （診断）点検・調査結果を踏まえ、健全度や緊急度を判定すること。

# 占用企業者との取り組み事例（下水道事業者との連携）

## 直轄国道の路面下空洞調査と下水道管路内調査（TVカメラ調査）の結果の情報共有

- ・ 下水道管理者と覚書を締結し、相互に実施した調査結果を共有
- ・ 下水道事業者の調査結果により空洞調査の効率化や空洞の早期発見を図る

### （相武国道と八王子市の取り組み）

#### 路面下空洞調査における施設管理者との連携に関する覚書（H25.9.2）

##### （目的）

本覚書は、路面下空洞調査における施設管理者との連携に関して、甲乙の間で情報共有を行う内容を明確にし、適切に情報共有を行うことで、継続的かつ確実な連携を行うことを目的とする。

さらに、施設管理者との継続的な連携を行うことで、路面下空洞調査の調査コスト削減や迅速な空洞発見に寄与することを目的とする。

##### （情報共有内容等）

- 下水道事業者：下水道管路内調査の調査区間及び調査結果
- 道路管理者：路面下空洞調査の調査区間及び調査結果



##### ＜下水道事業者の情報の活用＞

- ・ 下水道事業者から入手した管路内のカメラ映像を確認したところ、漏水が確認されたため、直上の歩道においてハンディ型空洞探査機により空洞調査を実施。（※結果として空洞は発見されず）

##### ＜下水道事業者との意見交換の場＞

- ・ 年1回程度実施。

##### ＜相武国道の管理延長と下水道占用延長＞

- ・ 相武国道の管理延長：35.1km  
国道16号：16.2km  
国道20号：18.9km

- ・ 下水道占用延長※：48.5km

- 国道16号：22.9km
- 国道20号：25.6km

※直轄国道に占用している管路延長

##### ＜他事例＞

- ・ 相武国道の他、千葉国道が千葉市下水道管理部と締結済み（H26.1.27）

国近整道政第311号  
平成26年 4月22日

各道路関係事務所長 殿

道路部長

道路管理者による占用物件の安全確認の徹底について

標記について、別紙のとおり道路局路政課長より通知がありましたので、その取扱いにあたっては、下記事項に留意のうえ遺憾のないようお願いします。

記

1. 通知1(2)①の対象は、道路法第36条の規定に基づく占用物件を基本とします。
2. 通知2(1)にある占用許可の条件は、既に一般条件となっていることから対象となる物件の占用許可にあたっては、(2)(3)を特記条件として附すものとします。

各地方整備局道路部長  
北海道開発局建設部長あて  
沖縄総合事務局開発建設部長  
独立行政法人  
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

} あて

国土交通省道路局  
路政課長

### 道路管理者による占用物件の安全確認の徹底について

標記については、「道路メンテナンス技術小委員会」における中間とりまとめ「道路のメンテナンスサイクルの構築に向けて」において、「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある占用物件については、道路構造物と同様に道路管理者においても、占有事業者とともにその安全性の確認が徹底されるような仕組みの構築に取り組むべきである。」とされ、また、衆議院国土交通委員会（第183回国会における道路法の一部改正に係る審議）においても同様の附帯決議がなされたところである。

これらを踏まえ、道路占有許可に当たっては、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、下記により、道路管理者による占有物件の安全確認を徹底することとしたので、その取扱に遺憾のないようにされたい。

#### 記

##### 1 占有物件の安全性の確認について

道路管理者は、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、占有物件の安全性の確認をこれまで以上に徹底する必要がある。

このため、道路占有許可に当たり、道路法令における占有物件の構造に関する基準への適合を確認する場合においては、以下のとおり確認の徹底を行うこととする。

##### (1) 新たに占有することとなる物件及び占有期間満了による更新物件の安全確認

申請者に対し、占有物件の構造が、道路法以外の法令に基づく技術基準等のうち、道路法に基づく占有物件の構造に関する基準に関連する部分について適合していることについて、別添を参考に占有主体による直近の点検結果等の確認を行うこととする。なお、新たに占有することとなる物件は、直近の点検結果等は存在しないため、申請書類の審査とともに、道路占有許可に当たっては、2に掲げる条件を附すこととする。

(2) 占用期間満了までの間の安全確認

① 対象

道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件を基本とする。

② 安全確認の時期

道路占用許可後、5年が経過する時期を基本とする。

③ 安全確認の方法

別添を参考に占用主体による直近の点検結果等を確認する等。

2 占用許可の条件

今後、道路占用許可（変更許可及び占用期間満了による更新許可を含む）に当たっては、既存の一般的条件に加え、次に掲げる条件を附すことを徹底することとする。

(1) 「道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと」

(2) 「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと」

(3) 「占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと」

3 その他

(1) 占用物件の安全確認に当たっては、申請者又は占用主体に必要以上の書類の提出を要求するなど、申請者又は占用主体に過度な負担をかけることのないよう、厳に留意するものとする。

(2) 本通知は、平成26年4月1日から施行する。

(3) 「道路管理者による占用物件の安全確認の徹底について」（平成25年12月16日国道利第19号）は廃止する。

## 【様式例】

宛名（道路管理者）

氏名（占用主体）

## 占用許可物件の安全性について

占用物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

## 記

占用物件の名称	占用物件の安全性	備考
〇〇〇	〔記載例〕 〇年～〇年に実施した〇〇に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占用物件の安全性を確認	※可能な範囲内において数量等を記載。

平成29年11月28日

水管理・国土保全局下水道部

## 下水道管路の点検結果を初公表

### ～減らせ道路陥没！下水道管路メンテナンスの確実な実施に向けて～

国土交通省では、下水道法に基づき下水道管理者に対し、腐食のおそれの大きい下水道管路について、5年に1回以上の点検を義務づけております。

今般、平成28年度の点検の実施状況と結果、措置状況等を初めてとりまとめ、「下水道管路メンテナンス年報」として公表します。

#### 1 背景・目的

国土交通省では、下水道管路が原因の道路陥没が年間3,300件発生していること等を受けて、平成27年に下水道法に基づく維持修繕基準を創設し、硫化水素による腐食のおそれの大きい下水道管路については、5年に1回以上の頻度での点検を義務づけたところです。

今般、国民・下水道利用者の皆様に下水道管路の現状及び老朽化対策についてご理解をいただくため、腐食のおそれの大きな箇所における点検の実施状況、結果及び対策予定等を「下水道管路メンテナンス年報」として初めてとりまとめ、公表することといたしました。

#### 2 平成28年度の点検結果の概要（詳細は、別紙参照）

○全国の下水道管路の総延長 約47万kmのうち、腐食のおそれの大きい管路延長 約5,000kmを対象としてとりまとめ。

○そのうち、平成28年度は約1割(約490km)において点検を実施し、約476.5kmで緊急度を判定。

○緊急度判定実施延長のうち、緊急度Ⅰの判定を受けたのは、約1%(約5.0km)

・管渠の点検結果※：  
緊急度Ⅰ 1%(約5.0km)、緊急度Ⅱ 6%(約27.9km)、  
緊急度Ⅲ 9%(約44.0km)、劣化なし 84%(約399.5km)

※ 緊急度Ⅰ：速やかな措置が必要な場合

緊急度Ⅱ：出来るだけ早期に対策が必要な場合

緊急度Ⅲ：劣化状況を確認しながら、対策時期を検討

○緊急度Ⅰ判定を受けた管渠約5.0kmのうち、今年度末までに約7割(約3.5km)で対策が完了予定。  
(残りの約1.5kmについても、必要な措置が速やかに行われるよう、取組状況の定期的なフォローアップ・公表等により、早期対策実施を促してまいります。)

○結果の詳細は、以下のホームページ(下水道全国データベース)でご覧いただけます。

<https://portal.g-ndb.jp/portal/pipeline/>

#### 3 今後の取組について

各下水道事業者において、腐食のおそれの大きな箇所にある下水道管路の点検を5年以内に全て完了し、それらの点検結果に基づく必要な措置が速やかに講じられるように、効果的・効率的なストックマネジメントの実施を国土交通省としても支援してまいります。

##### <問い合わせ先>

水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 事業マネジメント推進室

課長補佐 村岡 正季(内線34-232)、資産管理係長 山田 弘明(内線34-225)

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8431 FAX：03-5253-1597

# 下水道管路メンテナンス年報の概要

- 平成27年の下水道法改正により、下水道管路のうち腐食のおそれの大きな箇所については、5年に1回以上の頻度での点検が義務づけられました。
- 下水道管路メンテナンス年報は、下水道管路の現況や老朽化対策の必要性をご理解頂くため、点検の実施状況や結果及び対策予定などを取りまとめたものです。

## 平成28年度の点検実施状況

○点検実施率（腐食のおそれの大きい箇所）

- 平成28年度における管渠の点検実施延長は、対象延長の約10%にあたる490.1kmでした。
- 事業者区分別の点検実施率では、都道府県（流域）で約10%、政令市で約11%、市町村で約9%、一部事務組合等で約0.1%となっております。

■ 管渠の点検延長

集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率
管渠 (km)	5,016.9	490.1	9.8%

135 5年間の点検実施予定及び実績（全地方公共団体合計）

集計区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
都道府県（流域）	10%	16%	9%	12%	52%
政令市	11%	20%	21%	22%	26%
市町村	9%	10%	12%	13%	56%
一部事務組合等	0%	2%	27%	70%	0%
全国	10%	13%	13%	15%	49%

実績値は赤字で表示されています。

## 平成28年度の点検結果 ※腐食のおそれの大きい箇所

○ 全下水道事業者の点検結果

- 点検を実施した490.1kmのうち、27%にあたる133.0kmで異状がありました。
- 異状があった下水管路のうち、119.3kmは詳細調査を実施し、異状なしと判定した延長も含めて、緊急度の判定区分の割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 6%、Ⅲ 9%、劣化なし84%となりました。
- 点検で異状ありと判定したが、詳細調査が未実施の13.6kmは、早急に調査の実施が必要です。
- 緊急度Ⅰのうち、対策が平成30年度以降に予定の1.5kmについても、速やかな措置が必要です。

■ 点検及び調査の実施延長

異状なし	357.1 km	73%
異状あり	133.0 km	27%
未実施	13.6 km	3%
実施済	119.3 km	24%

■ 判定区分

劣化なし	399.5 km	84%
緊急度Ⅲ	44.0 km	9%
緊急度Ⅱ	27.9 km	6%
緊急度Ⅰ	5.0 km	1%

■ 緊急度Ⅰの対策状況

対策済	1.2 km	24%
H29	2.3 km	46%
H30	0.6 km	12%
H31	0.5 km	7%
H32以降	0.3 km	7%

## ※ 下水道管路の緊急度の判定区分

緊急度	区分	対応の基準
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合。
Ⅱ	中度	出来るだけ早期に対策が必要な場合。
Ⅲ	軽度	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討。
劣化なし	—	—

## ○ 事業者区分別の緊急度判定区分の割合（詳細調査未実施分を除く）

■ 都道府県

劣化なし	42.3 km	69%
緊急度Ⅲ	13.3 km	22%
緊急度Ⅱ	4.8 km	8%
緊急度Ⅰ	0.4 km	1%

■ 政令市

劣化なし	103.0 km	89%
緊急度Ⅲ	2.9 km	3%
緊急度Ⅱ	8.8 km	8%
緊急度Ⅰ	0.5 km	0%

■ 市町村

劣化なし	254.1 km	85%
緊急度Ⅲ	27.8 km	9%
緊急度Ⅱ	14.3 km	5%
緊急度Ⅰ	4.1 km	1%

■ 一部事務組合等

※ 0.01kmを点検し、全て異状なし（劣化なし）。

(参考)下水道管路メンテナンス年報の一部

(2) 都道府県別の点検実施状況

○ 点検実施率が20%以上の都道府県は、マンホールで7県、管渠で5県となっております。

○ 点検の実施数（全下水道事業者）

都道府県名	マンホール			管渠		
	点検箇所数（箇所）			点検延長（km）		
	対象数	点検実施数	点検実施率	対象数	点検実施数	点検実施率
北海道	3,383	305	9.0%	201.8	13.7	6.8%
青森県	1,233	87	7.1%	44.4	5.9	13.4%
岩手県	1,203	174	14.5%	35.1	2.3	6.5%
宮城県	2,827	258	9.1%	94.3	3.0	3.2%
秋田県	1,686	255	15.1%	141.1	12.2	8.6%
山形県	2,058	146	7.1%	99.3	1.4	1.4%
福島県	1,472	253	17.2%	86.7	6.6	7.6%
茨城県	1,833	147	8.0%	229.7	12.3	5.4%
栃木県	809	19	2.3%	40.6	2.0	4.9%
群馬県	821	204	24.8%	62.2	14.1	22.6%
埼玉県	1,928	141	7.3%	90.0	6.9	7.7%
千葉県	879	154	17.5%	86.8	9.3	10.7%
東京都	24,504	4,803	19.6%	702.0	69.3	9.9%
神奈川県	1,084	65	6.0%	48.5	5.0	10.2%
新潟県	3,410	191	5.6%	149.3	11.9	8.0%
富山県	1,689	195	11.5%	224.6	8.9	4.0%
石川県	2,718	792	29.1%	243.9	69.8	28.6%
福井県	643	141	21.9%	272.3	3.1	1.1%
山梨県	591	60	10.2%	29.5	3.9	13.2%
長野県	2,994	534	17.8%	147.9	20.9	14.1%
岐阜県	4,498	95	2.1%	83.8	3.4	4.1%
静岡県	1,858	230	12.4%	130.2	30.9	23.8%
愛知県	3,959	529	13.4%	133.6	13.5	10.1%
三重県	1,358	121	8.9%	36.4	1.1	2.9%
滋賀県	3,872	571	14.7%	106.7	0.8	0.7%
京都府	2,222	243	10.9%	166.6	14.0	8.4%
大阪府	5,835	542	9.3%	170.6	17.9	10.5%
兵庫県	5,922	416	7.0%	186.5	12.9	6.9%
奈良県	2,288	177	7.7%	64.8	7.9	12.2%
和歌山県	386	26	6.7%	15.2	4.0	26.3%

都道府県名	マンホール			管渠		
	点検箇所数（箇所）			点検延長（km）		
	対象数	点検実施数	点検実施率	対象数	点検実施数	点検実施率
鳥取県	1,634	304	18.6%	55.4	7.6	13.6%
島根県	769	42	5.5%	142.0	21.4	15.1%
岡山県	3,250	154	4.7%	89.5	8.2	9.2%
広島県	1,663	274	16.5%	65.8	3.7	5.6%
山口県	904	116	12.8%	24.1	2.8	11.8%
徳島県	189	8	4.2%	8.0	1.2	15.0%
香川県	787	187	23.8%	40.8	3.5	8.6%
愛媛県	841	313	37.2%	48.6	4.3	8.8%
高知県	91	4	4.4%	4.9	0.0	0.0%
福岡県	2,306	121	5.2%	129.6	23.1	17.8%
佐賀県	697	10	1.4%	18.7	0.2	1.1%
長崎県	1,638	74	4.5%	46.8	1.6	3.4%
熊本県	2,036	192	9.4%	74.7	6.9	9.3%
大分県	614	132	21.5%	31.8	1.1	3.5%
宮崎県	561	218	38.9%	20.5	4.6	22.3%
鹿児島県	361	21	5.8%	26.4	1.4	5.1%
沖縄県	1,135	159	14.0%	65.0	9.5	14.6%
全国	109,439	14,203	13.0%	5,016.9	490.1	9.8%